

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起の翌日)

◆運管告示

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

指定団体の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

目 次

規 則

◆規 則 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

◆告 示 自衛官の募集

生活保護法による医療機関の指定

青少年に有害な図書類等の指定

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県規則第八十一号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

- 土地改良事業計画の適否の決定(七件)
- 土地改良事業の認可(八件)
- 林業種苗法による講習会の開催
- 土地収用法による事業の認定
- 土地地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可

別表の第一号の項中

エツクス線間接写真診断

一人一枚につき

| | | | |
|------|------------------------|----------|------------|
| 八十四円 | ニ円 | 七十ミリメートル | 一人一枚につき 八十 |
| 九円 | に、「四百九円」を「三百九十六円」に改める。 | 百ミリメートル | 一人一枚につき 九十 |

附則

この規則は、昭和五十七年一月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第千三百一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条规定に基づき、昭和五十六年度第四次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

一 採用する自衛官
二 等陸士、二 等海士及び二 等空士

二 募集期間

昭和五十七年一月一日から同年三月三十一日まで

三 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。
(一) 日曜日

(二) 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

四 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巣城四三三の一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

五 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験

鳥取縣公報

工適性検査

鳥取県告示第千三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

| | |
|--------------------|-----------|
| 倉吉病院 診療所 附屬歯 | 名 称 |
| 倉吉市上井町一丁目八番地七 | 所 在 地 |
| 昭和五十六年十一月十六日 | 指 定 年 月 日 |

鳥取県告示第千三百三号

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事
平
林
鴻

三

| 指定番号 | 種別 | 題 | 書 | 号 | 発行 | 表示された発行所名 |
|------|---------------|---|-------|--------------|----------------|-----------|
| | | | | | 記号等 | |
| 327 | 雑誌その他 の刊行物 | そよ風 | | | J N M A 057 | 株式会社フォーカス |
| 328 | " | Miss Eighteen 18 NUMBER 12 | | - | | 紫苑堂出版 |
| 329 | " | THE LIP UP FOR MATERIAL FEELING.....LOVE | 創刊第2号 | - | A K 出版 | |
| 330 | " | 微笑天使 | | - | | タイーン出版 |
| 331 | " | 女の手帖 VOL.1 | | O T - 1 | 土曜出版社 | |
| 332 | " | 裸の多恋人生 増刊土曜漫画 性器女優 | | D M - 1 | 株式会社土曜出版社 | |
| 333 | " | 暴行願望 うねる局部 アソコ 女子大生 | | B K - ノ 4 | アリス出版 | |
| 334 | " | 少女肉ビラ 愛好 少女の潤い EROS-UP | 増刊 | E Z - 1 | (株)アップル社 | |
| 335 | " | PUSSY プussy 恥毛いたずら PUSSY VOL.2 | | P U - 1 | (株)アリス出版 | |
| 336 | " | Booby Socks 女子高生の素顔 | | B S - 1 | 土曜出版新社 | |
| 337 | " | 緊縛調教 閃絶 緊縛調教 鏡音 夢精遊戯 | | M U - 1 | アップル社 | |
| 338 | " | 最前線 自慰 VOL.17 最前線 クリトリスと膣内 | | H - 1 | (株)アリス出版 | |
| 339 | " | 少女穴責め 半裸期 | | B K - ネ 4 | アリス出版 | |
| 340 | " | 秘部まさぐり 義姉 | | B K - ネ 3 | Do企画 | |
| 341 | " | 女教師股間のしめり ほくの先生 | | B K - ネ 8 | 株式会社アリス出 版 | |

| | | | | | | | | | |
|-----|---|---------------------------------|-----------|---------------|-----|---|-----------------------------|----------------|----------|
| 342 | " | 好色女医恥毛剃り 女医の診察室 | BK-ノ | アップル社 | 358 | " | 漫遊テクニック 実話ウインク | E 2- N 3 | 寧良書房 |
| 343 | " | フォトジェニカ 第4号 | F J-12 | 海鳴書房 | 359 | " | 少女白書 | S H-1 | トライビジョン |
| 344 | " | ナイト ラブ Night Love 1 第7巻 第1号 | NL-1 | (株)アップル社 | 360 | " | Boby Socks 女子高生 | B S-2 | 土曜出版新社 |
| 345 | " | SNOB 少女の生理 | SN-1 | (株)アリス出版 | 361 | " | 少女マンガ 誘惑の館 | BK-ノ 3 | Do企画 |
| 346 | " | 女子高生射精教室 嫉妬の胸さわぎ | BK- ネ2 | (株)アリス出版 | 362 | " | 淫靡ズキン! | O Y-4 | (株)目黒川書房 |
| 347 | " | 暴走取材マガジン パンコックの過激な夜 | BM-1 | ビケン | 363 | " | 繩化粧 | - | (株)ひかり書房 |
| 348 | " | 女子高生 恋ごころ | - | 銀河書房 | 364 | " | うぶつこ | - | 有限会社大昭和出 |
| 349 | " | PINK BOX PINK BOX 特集 ハード SEX | D-1 | (株)土曜出版 | 365 | " | 局部とからみ THE PRIVATE PARTS | BH- ト5 | 八月書房 |
| 350 | " | Milky・Smile | - | ホワイト出版 | 366 | " | SMM魔術魔 | D 2-1 | (株)大共社 |
| 351 | " | 淫肉痴体 | MB-2 | 日黒川書房 | 367 | " | 繩恋奴隸 | MB-1 | (株)目黒川書房 |
| 352 | " | ギャルトピア VOL-3 少女成熟 | TP-2 | (株)土曜出版社 | 368 | " | ロツキングハウス 1 | J N M A 060 | 株式会社松尾書房 |
| 353 | " | 激しい夜 | E1-O1 | HOT・DOG | 369 | " | ガールハンター No.42 | G H-2 | 海鳴書房 |
| 354 | " | 名器淫写 甘き薰り | B1-O4 | プロシニングプレ | 370 | " | 女教師を犯す 女教師の残酷な体験 | BK- ノ 5 | 八月書房 |
| 355 | " | 女情報 昭和56年11月 1日発行 | O J-1 | 土曜出版社 | | | | | |
| 356 | " | 色情牝 イキっぽなし | MC-1 | (株)目黒川書房 | | | | | |
| 357 | " | 緊縛 地獄絵 懲罰草紙 | B1-P1 | アランニング フレス | | | | | |

謹啓 謹啓 謹啓

謹啓 謹啓 謹啓
 謹啓 謹啓 謹啓
 及び出典の類など)

一日から施行する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号を次のように改める。

二 レントゲン診断

イ 七十ミリメートルエツクス間接写真診断

一枚につき 三百五十円

ロ 百ミリメートルエツクス線間接写真診断

一枚につき 三百六十円

第二号の次に次の一号を加える。

三 がん検診

イ 胃がん集団検診
一枚につき 千四百円

ロ 子宮がん集団検診
一件につき 千二百五十円

鳥取県告示第千三百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北谷土地改良区の定款の変更を昭和五十六年十二月二十二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第千三百七号

昭和五十六年九月二十一日付けで赤崎町から申請のあつた土地改良（上高野地区農地造成）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十六年十二月二十五日

| 豚 | 丹 | 毒 | 種類 | 家畜伝染病 | 種類 | 区分 | 頭数 | 発生年月日 | 発生場所 |
|---|---|---|----|-------|----|----|----|-------|------|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

昭和五十六年12月25日 金曜日

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十六日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三百九号

昭和五十六年九月十六日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（布勢地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、昭和五十六年十二月二十五日より、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十六日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

昭和五十六年十二月二十六日から二十六日間

鳥取県告示第千三百十号

昭和五十六年十一月二十日付で三朝町から申請のあつた土地改良（本泉地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三百十一号

昭和五十六年十月二十六日付で鳥取市から申請のあつた土地改良（足山地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧に供する期間
- 三 縦覧に供する場所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和56年12月25日 金曜日

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十六日から二十六日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三百十三号

昭和五十六年十月二十八日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（尾崎地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百十四号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（早牛地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百十五号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（原地区老朽ため池整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間

昭和五十六年十二月二十六日から二十六日間

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

9 昭和56年12月25日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第千三百十六号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（光吉地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百十七号

羽合町から申請のあつた町営土地改良（寺畠地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（大畠地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百十九号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（大畠地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百二十号

淀江町から申請のあつた町営土地改良（西尾原（福瀬）地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和56年12月25日 金曜日

鳥取県告示第千三百二十一号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（原地区農業用用排水と農道整備を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年十二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百二十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十二条第一項の規定に基づき、同法第十条第三項第三号イの講習会を開催するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第二百九十四号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千三百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 受講対象者
- 配布の目的をもつて種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
- 二 開催日時及び場所

| 日 | 時 | 場 | 所 |
|--------------|---|-----------------|---|
| 昭和五十七年一月二十八日 | | 鳥取市東町二丁目二〇 | |
| 十時から十七時まで | | 鳥取県議会棟別館 第十一会議室 | |

三 講習科目及び時間

1 種苗に関する法令

二時間

2 種苗の产地及び系統に関する事項

二時間

3 種苗の生産技術に関する事項

二時間

四 受講申込方法

所定の受講申込書に生産事業者講習手数料の額（五千円）相に当する

- 鳥取県収入証紙をはり付けて昭和五十七年一月二十日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。
- 携行品
- 筆記用具及び印

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

- 一 起業者の名称
　　日吉津村
- 二 事業の種類
- 三 起業地
- 1 収用の部分 西伯郡日吉津村大字日吉津地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地收回法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
　　日吉津村役場
- 五 設立認可年月日
　　昭和五十四年十一月二十日
- 六 事業年度
　　昭和五十四年度から昭和五十六年度まで
- 七 公告の方法
　　事務所掲示板及び施行地区内で理事長が指定する場所に掲示して行う。
- 八 変更認可の年月日
　　昭和五十六年十二月二十五日
- 鳥取県告示第千三百二十四号
　　鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市旗ヶ崎第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十六年十二月二十五日
- 鳥取県告示第千三百二十五号
　　鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 米子市旗ヶ崎第二土地区画整理組合
- 一 組合の名称
- 二 事業施行期間
　　昭和五十四年十一月二十四日から昭和五十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区
　　米子市旗ヶ崎字道下安倍界の全部、字四軒茶屋道西、字呉服屋灘舟道
- 一 開発許可の年月日及び番号
　　昭和四十八年九月十三日　鳥取県指令受都計第五百十五号

字呉服屋流シ先字熊沢流シ先字安倍境灘、字呉服屋地蔵下タ、字栗島境
及び字荒神森西の各一部並びに安倍字天狗松下の一部

昭和56年12月25日 金曜日

- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市徳吉字墓原、字二タ又及び字丸山並びに徳尾字東丸山及び字安達屋敷
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市尚徳町一六番地

鳥取市

鳥取市長 金田裕夫

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県告示第千三百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

一 施行者の名称
米子市

二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三一四一三安倍三柳線

三 事業施行期間
昭和五十年十一月二十八日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県告示第千三百二十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十七年一月一日から施行する。

代表取締役 高林健治

昭和五十六年十二月二十五日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

| | |
|---|----------------|
| 鳥取県知事 平 林 鴻 三 | 鳥取県税理士政治連盟 |
| 東京支店 東京都中央区日本橋兜町二丁目 | 所の所在地 主たる事務所 |
| 京支店 東京都中央区日本橋兜町二丁目 | 八頭郡郡家町郡家 二二八一四 |
| に改める。 | 境港市元町一八四 |
| を 東 | |
| 選挙管理委員会告示 | |
| 鳥取県選挙管理委員会告示第九十一号 | |
| 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。 | |
| 昭和五十六年十二月二十五日 | |
| 鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫 | |
| 新 | |
| 異動事項 | |
| 政治団体の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 小林国司後援会 | 鳥取市西町一一一 |
| 会計責任者 | 中原一喜 |
| 岸田善満 | 鳥取市職人町二六 |
| 増田昭後援会 | |

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

| 指定団体の 届出をした 者の氏名 | 公職の種類 | 指 定 团 体 | |
|------------------------|-----------|----------|------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 |
| 新見 修 | 参議院議員 | 新見修東部後援会 | 主たる事務所の所在地 |
| 平林 鴻三 | 鳥取県知事 | 平林鴻三後援会 | 氏代表者の名 |
| 鳥取市富安一一一 | 鳥取市西町一一一二 | 徳沢 義夫 | |
| 六 | 米原 穂 | | |

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規

| | | | |
|------------|--------------|----------------|-----------|
| 鳥取県税理士政治連盟 | 所の所在地 主たる事務所 | 八頭郡郡家町郡家 二二八一四 | 境港市元町一八四 |
| 三朝町平林鴻三後援会 | 代表者 | 会計責任者 山根幹男 | 羽淵孝義 広島了輔 |
| " | " | " | " |
| 三朝町平林鴻三後援会 | 代表者 | 名越典由 | 佐伯巍之 牧田 祖 |

昭和56年12月25日 金曜日

鳥取県公報

定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示す。

昭和五十六年十一月二十一十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

| 政治団体の名称 | 代表者の名 | 会計責任者 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|-------------------|-------|-------|------------|--------------|
| 鳥取県税理士相沢英之 後援会 | 広島了輔 | 佐伯巍之 | 境港市元町一八四七一 | その他の 政治団体 |

鳥取県選挙管理委員会印第94号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十六年十一月二十一十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

鳥取県税理士相沢英之後援会

報告年月日 昭和56年12月16日（昭和56年12月11日解散）

- | | |
|--------|-----|
| 1 収入総額 | 0 円 |
| 2 支出総額 | 0 |